

掛川市告示第80号

掛川市日中一時支援事業実施要綱（平成18年掛川市告示第120号）の一部を次のように改正する。

平成26年6月2日

掛川市長 松井三郎

第4条に次の1号を加える。

(16) 有限会社齋藤居宅介護支援事業所

別表第1に次のように加える。

さいとうさんち	磐田市高木180番地5
---------	-------------

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市日中一時支援事業実施要綱の規定は、平成26年6月1日から適用する。